

愛知県有機農業推進計画の概要

はじめに

有機農業推進法の施行
(平成18年12月)
有機農業の推進に関する基本方針
の公表(平成19年4月)

有機農業は、自然循環機能の増進、
環境負荷の低減、生物多様性の保全
に資する農業
一方、病害虫の発生等により品質や
収量が低下しやすいなどの課題

本県における環境保全型農業推進の取組
愛知県環境保全型農業推進基本方針の策定
(平成6年)
・化学肥料や化学合成農薬の使用量を減ら
し、環境への負荷を低減する環境保全型
農業を推進
愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画
の策定(平成20年3月)
・環境保全型農業の普及・定着を推進すると
ともに、農産物の安全確保を推進

本県の有機農業を推進するため、法律及び基本方針に基づき、県推進計画を策定

第1 基本的な考え方

1 有機農業の定義

- ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業(法第2条)
- ・「環境と安全に配慮した農業」の特徴的な取組の一つに位置づけ

2 推進の基本的な考え方

- ・有機農業の課題...病害虫の発生、労働時間や生産コストの大幅な増加など
- ・本県の有機農業の取組...30団体、92haの取組(県内の作付面積全体の0.1%)
- ・こうした現状を踏まえ、地域の実情や農業者等の意向に配慮しつつ、以下の事項に重点を置いて推進
 - 有機農業に関する技術の研究の強化
 - 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備
 - 有機農業に対する消費者の理解促進

第3 有機農業の推進の目標

- 1 有機農業に関する技術の研究
有機農業に関する技術の確立に向け、毎年度3課題以上の研究に取り組むことを目指す
- 2 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備
地域段階(県内7農林水産事務所)に有機農業の取組を支援するための体制整備を目指す
- 3 有機農業に対する消費者の理解促進
有機農業が化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合50%以上を目指す

第2 計画の期間

平成20年度からおおむね5年間

第4 有機農業の推進施策

1 有機農業に関する技術の研究と普及

- (1) 有機農業に関する技術の研究
 - ・有機農業技術の調査、栽培技術の研究
 - ・生物多様性保全効果等の調査
- (2) 研究成果等の普及
 - ・研究成果等の情報提供
 - ・民間の団体等が行う技術交流会等への支援

3 有機農業に対する消費者の理解促進

- ・有機農業に関する県HPの立ち上げ
- ・食育や地産地消(「いいともあいち運動」)などの活動と連携
- ・消費者等との意見交換会の開催

2 有機農業の取組に対する支援

- (1) 有機農業の取組に対する支援
 - ・あいち版有機GAPの策定、導入推進
 - ・モデル地域における取組を支援
 - ・各種諸制度の活用による支援
- (2) 新たに有機農業を行おうとする者への支援
 - ・研修の実施に努め、民間の団体等が主催する研修との連携
 - ・就農相談の実施
- (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援
 - ・JAS法に基づく表示等の情報提供など

第5 その他有機農業の推進に必要な事項

1 有機農業の推進体制の整備

- (1) 県段階における推進体制の整備
 - ・「愛知県環境と安全に配慮した農業推進協議会」により、関係機関と連携し推進
 - ・協議会に設置した「環境と安全に配慮した農業技術検討委員会(有機農業部門)」で推進方策等を検討
- (2) 地域段階における推進体制の整備
 - ・地域の実情に応じた推進を図るため、地域段階(県内7農林水産事務所)に環境と安全に配慮した農業推進協議会を設置
- (3) 市町村段階における推進体制の整備
 - ・市町村段階における推進体制の整備を働きかけ

2 民間の団体等が行う有機農業の推進のための活動支援

3 有機農業者等の意見の反映

4 調査の実施(生産・流通の動向、技術の開発・普及の動向、取組事例等の調査)

推進体制

